



契 約 書

司法修習企画運営システムの運用保守（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社プロフェース・システムズとは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、期間及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 司法修習企画運営システムの運用保守
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 契約金額 金2,106,000円
(うち消費税及び地方消費税額 金156,000円)
ただし、分割額は別紙支払内訳書のとおり

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の禁止）

第4条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督）

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（業務の検査）

第6条 受注者は、毎月の業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならぬ。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(成果物の検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならぬ。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 代金は、1か月ごとに支払うものとし、受注者は、第6条(成果物納入月については第6条及び前条)の検査に合格した場合には、1か月ごとに遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞又は成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(ただし、率適用は財務省告示の施行日による。)の割合で計算した額とし、前項の場合においては契約金額を日割りとした金額に対し、年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項若しくは第3項又は第7

条第2項、第4項若しくは第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、受注者の負担とする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 特定物又は不特定物にかかわらず、成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

3 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったときは、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 業務の完了後又は成果物の納入後その内容に瑕疵があることが発見された場合には、受注者は、発注者の指示により、発注者の定める期間内に瑕疵を補修し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。この場合における担保の期間は、業務については、第6条第2項又は第3項の規定に基づき検査の完了した日から1年とし、成果物については、第7条第2項、第4項又は第6項の規定に基づき納入を受けたときから1年とする。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は別紙仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは別紙仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に

合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならぬ。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものとし、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当す

る場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において

て使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作した著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成30年4月 2日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦



受注者 東京都中央区日本橋箱崎町18番 COSMO 8-4 F
株式会社プロフェース・システム
代表取締役 一輝



仕様書

第1 件名

司法修習企画運営システムの運用保守

第2 目的及び概要

1 背景及び目的

司法修習企画運営システム（以下「本システム」という。）は、司法修習事務に関する処理の効率化・迅速化を実現している業務システムであり、平成19年に開発され、現在、[REDACTED]で稼働している。

本作業は、本システムについて、障害発生時の迅速な対応並びに本システムを利用する司法研修所教官及び職員に対する運用支援を行うことによって、システムの安定的な稼働を維持することを目的としている。

2 本システムの概要

(1) 各期の司法修習について、多数の司法修習生採用者の個人情報を登録し、各人の[REDACTED]の業務を短期間で的確に処理するとともに、司法修習期間中の[REDACTED]を一元的に管理するウェブクライアント型業務システムであり、[REDACTED]司法修習担当教官及び職員約120人が職員端末で利用する。職員端末環境は、別紙1のとおりである。

(2) 本システムの構成

本システムの全体構成は別紙2-1、サーバ構成は別紙2-2のとおりであり、本システムを構成するハードウェアは別紙2-3、ソフトウェアは別紙2-4のとおりである。

(3) 本システムの規模

- ア [REDACTED]
- イ [REDACTED]
- ウ [REDACTED]
- エ [REDACTED]

(4) 性能要件

ア レスポンス

レスポンスの目標値は次のとおり

[REDACTED]

イ データ出力及び集計

データ出力及び集計に係る時間の目標値は次のとおり

第3 調達範囲

- 1 本作業は、共通フレーム2013(SLCP-JCF2013)に沿って行う。
- 2 本作業の範囲（共通フレーム2013の該当プロセス）（〔 〕内は共通フレーム2013のアクティビティ等の番号である。）
保守業務 [2.6.1] [2.6.2] [2.6.3] [2.6.4]
運用業務 [3.1.4]

第4 作業期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

第5 成果物等

1 成果物等

- (1) 本作業の実施計画書（提出物。紙媒体により1部、電子媒体により1部）
保守作業に関する具体的な実施計画（対応窓口の連絡先、緊急時の連絡先等、作業従事者名簿、作業体制図等を含む。）を記載し、最高裁判所の承認を得るものとする。
なお、提出期限は、平成30年4月10日（火）とする。
- (2) 本作業に関する次の書面等（各紙媒体により1部（ただし、イは除く。）、電子媒体により1部）
 - ア 保守作業についての実施報告書（提出物）
実施報告書の書式及び記載事項は、(1)の実施計画書で定め、最高裁判所の承認を得るものとする。
 - イ 保守を行った本システムの修正プログラム（プログラム等の修正を行った場合のみ。成果物）
 - ウ 保守を行ったマニュアル、設計書等（修正を行った場合のみ。成果物）
 - エ 別紙2-4記載の各ソフトウェアの修正プログラム等（第6の2の(2)により修正プログラム等の適用を行った場合のみ。成果物）
 - オ 別紙2-4記載の各ソフトウェアの修正プログラム等の適用マニュアル（第6の2の(2)により修正プログラム等の適用を行った場合のみ。成果物）
 - カ 定例保守報告書（提出物）
 - キ 業務引継資料（成果物）

前記アの書面は、その作業完了の都度、作業完了の日の翌日から2開庁日以内に、前記イからキの書面は、その作業完了の都度、作業完了の日の翌日から5開庁日以内に提出すること。ただし、前記アの書面については、作業完了の日の翌日から2開庁日が、前記イからキの書面については、作業完了の日の翌日から5開庁日が、平成31年3月29日を超える

る場合には同年3月29日とし、同年3月30日及び同31日に作業を行った場合には同日中とする。

なお、アについては、作業を実施しなかった月はその旨の報告書を翌月の5開庁日以内（平成31年3月分は、同月29日中とする。）に提出し、また、障害予防のため、[REDACTED]点検作業を実施して本件保守対象の動作確認をし、その結果報告書を作業完了の日の翌日から2開庁日以内に提出すること。

カについて、報告はメール等の方法による提出も可とする。

2 成果物等の書式

(1) 使用言語

日本語

(2) 用語の定義等

用語の定義は共通フレーム2013に従うこととし、成果物等中に共通フレーム2013に定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。成果物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

(3) 書式等

ア 書面によるものについて

用紙は、日本工業規格（JIS P 0138）A列4番を原則とする。ただし、図表を用いる場合は、必要に応じてA列3番を用いることもできる。

また、用紙の向きは縦置き、文字記載方向は横書き、用紙の綴じ方は左綴じ、1列の文字数は40字以内、1頁の行数は35行以内、文字のポイント数は11ポイント以上とする。ただし、図表等を用いる場合や見やすさの観点から必要な場合には、この限りではない。

なお、各書面は、2穴パンチによる縫てつとするため、左余白3センチメートルを空けること。

イ 電磁的記録媒体によるものについて

電磁的記録媒体の記録方式は、[REDACTED]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

(ア) [REDACTED]

(イ) [REDACTED]

(ウ) [REDACTED]

(エ) [REDACTED]

3 成果物等の納入又は提出場所

埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所

4 検査の完了

成果物については、最高裁判所が不備のないことを確認し、その旨を通知した日をもって検査の

完了とする。

第6 作業内容

1 アプリケーションに対する保守業務

(1) 問い合わせ対応 (OS, 関連ソフトウェアのバージョンアップの影響調査を含む。)

受注者は、本システムの運用上発生した問題点、障害等について、最高裁判所からの問い合わせを受け付け、問題解決の調査・回答等の必要な対応を行い、その問合せに対する対処内容及び対処にかかった工数を、第5の1の(2)のアの実施報告書に記載し、最高裁判所に報告すること。

(2) 障害対応

ア 受注者は、最高裁判所からの連絡を受け、その発生した障害がアプリケーションに関するものである場合は、原因の調査・分析をし、障害原因を除去するための必要な対応を行い、その障害の内容及び対処の内容並びに対処にかかった工数を、第5の1の(2)のアの実施報告書に記載し、最高裁判所に報告すること。

なお、発生した障害が機器に関するものである場合には、機器保守業者と連携し、必要な協力をを行うこと。

イ 受注者は、前項の障害原因を除去するための必要な対応を行うに当たり、アプリケーションに修正を施す必要が生じた場合は、その内容を最高裁判所に報告した上、プログラム等の修正、テスト作業を行い、その結果について最高裁判所の承認を得ること。修正に伴い、本システムの操作マニュアル、関係する設計書などの修正が必要な場合は、これを行うこと。

(3) 本システム改修へ向けた支援

受注者は、(1)及び(2)の調査等により得た情報に基づき本システムの改修を行う必要が生じた場合には、最高裁判所が行う改修方法についての検討を支援すること。

2 ソフトウェアベンダの修正プログラム等の情報の取得等

(1) 別紙2-4記載のソフトウェアの修正プログラム及びバージョンアップに関する情報の取得及び最高裁判所への報告

別紙2-4記載のソフトウェアについて、ソフトウェアベンダから修正プログラムやバージョンアップに関する情報を取得し、最高裁判所に報告すること。なお、報告は [] を想定している。

(2) 別紙2-4記載のソフトウェアの修正プログラム等適用の必要性の検討及び修正プログラム等の適用マニュアルの作成等

(1)により取得した情報を踏まえ、必要と判断した場合は、ソフトウェアベンダから修正プログラム等入手し、修正プログラム等の適用の必要性を検討すること。最高裁判所と協議した結果、セキュリティ上の問題やプログラムが利用できなくなるといった致命的な問題が生じるなど、緊急に対応する必要があると判断された場合には、修正プログラム等を最高裁判所に提出す

ること。修正プログラム等の適用を要する場合、修正プログラム等の適用に必要なマニュアルを作成すること。また、マニュアルに沿って作業したが不具合が生じた場合には、その解消を支援すること。

3 定例保守

(1) 受注者は、本システムの稼働を良好な状態に維持するため、本システムについて、最高裁判所の指定する [REDACTED] の検査を行い、第 5 の 1 の(2)のカ記載の報告書に [REDACTED]

[REDACTED] を最高裁判所に提出し、最高裁判所の承諾を得ること。また、異常が発生する原因に対する予防処置について、処置の内容、本システムへの影響及び計画を最高裁判所と協議することとし、処置を執る場合には本システムの模擬環境で検証の上、事前に最高裁判所の承諾を得ること。なお、最高裁判所の指定する [REDACTED] を想定しており、(2)の報告書と併せて記載して、提出することとする。

(2) 受注者は、[REDACTED] 本システムの情報セキュリティを確保するため、本システムについて以下の [REDACTED] を、第 5 の 1 の(2)のカ記載の報告書に記載して、最高裁判所に提出し、最高裁判所の承諾を得ること。

- ・ [REDACTED]

(3) 上記(1)及び(2)はともに、[REDACTED] その際には、第 1 2 の 2 の(4)の手続を踏むこと。

4 業務の引継

受注者は、契約開始当初から本件業務を遅滞なく実施できるよう前年度の保守請負業から業務についての引継ぎを受けること。また、平成 31 年度の保守受注者に対する業務についての引継ぎ事項を、最高裁判所に対し、平成 31 年 3 月 29 日までに報告すること。

第 7 体制及び環境条件

1 保守体制に関する要件

(1) 受注者は、第 6 の作業内容について、最高裁判所からの問い合わせ、障害対応及び本システム改修へ向けた支援（以下「問い合わせ等」という。）を受け付ける窓口（電話及びメールアドレス）を設けること。ただし、問い合わせ等は、[REDACTED]

で行うこととする。

- (2) 最高裁判所からの問い合わせ等を受け付ける保守作業時間は、原則として [] とする。ただし、重大な障害の発生等、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (3) 本システム利用者からの問い合わせ等の受付は、最高裁判所が一元的に行う。
なお、最高裁判所からの問い合わせ等は、原則 [] で行うこととする。

また、受注者は、遅くとも問い合わせ等を受け付けた日から [] 開庁日以内に、最高裁判所に対して回答する。ただし、同日以内に回答ができないときには、第1次回答として、回答ができない理由及び回答を行う期限を最高裁判所に報告する。

おって、第4の作業期間内に対応が完了していない問い合わせ等がある場合には、平成31年3月29日に、問い合わせ内容及び受付窓口設置期間内の対応履歴を最高裁判所に報告することとし、同年3月30日及び同月31日に受け付けた問い合わせ等については平成31年3月31日中に報告する。

2 保守環境に関する要件

(1) 作業場所

ア 本作業の作業場所は、本仕様書に定めがある場合を除き、基本的に [] とする。

イ 受注者は、受注者の負担と責任において、本作業で必要となる保守環境を構築すること。

(2) 資料等の提供

ア 本システムの設計・開発において作成・納品された成果物については、本作業の実施を目的として、最高裁判所から受注者に貸与する。

イ アで最高裁判所から貸与された成果物について複写等が必要になる場合は、事前に最高裁判所と協議して承認を得ること。

ウ 受注者に貸与した物品及びイで受注者において複写等を行った物品については、本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所から返還依頼を受けた場合又は本作業終了時にすべて返還すること。

エ 受注者に貸与した物品について、受注者の自己の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損し、又は亡失した場合は、受注者の負担において代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償すること。

第8 業務の再委託

- 1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により最高裁判所に申請し、承諾を得るこ

と。

- 2 委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。

この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第9 知的財産権

- 1 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。
- 2 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第10 機密保持

- 1 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- 2 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係わる者以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。
 - (1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
 - (2) 最高裁判所が提供した業務上の情報で対外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他の裁判所のシステムセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項
- 3 受注者の故意又は過失によって、(1)又は(2)の秘密が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。

- 4 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、司法研修所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- 5 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。
- 6 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊等の方法を用いて、作業用に保持しているすべての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

第11 瑕疵担保責任

- 1 受注者は、成果物の納入後1年以内に瑕疵が発見された場合には、最高裁判所の指示に従い、受注者の責任と負担において、瑕疵を修補すること。
- 2 1の作業により関連する成果物等に変更の必要が発生した場合は、受注者は、遅滞なく改訂版を提出すること。

第12 受注者の条件

1 品質管理能力

受注者は、品質マネジメントシステムに関するISO9001, CMM/CMMIレベル3以上若しくはそれらに相当する品質管理手法を確立し、いずれかの認証を受けているか、又はそれらと同等の品質保証体系の確立を最高裁判所に対し、書面をもって疎明できること。

受注者において部署ごとにこれらの認証を受けている場合には、本作業の担当部署について認証を受けているか、又はそれらと同等の品質保証体系の確立を最高裁判所に対し、書面をもって疎明できること。

なお、疎明の方法は、資格等の申請の際に必要となる項目を表示し、その各項目に対応する施策や整備文書等を一覧表にして対応関係を明示すること。

2 情報セキュリティ

(1) 受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する審査機関が認証する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（JISQ27001）若しくはISO/IEC27001の認証を受けているか、又はそれらと同等の情報セキュリティ管理体系の確立を最高裁判所に対し、書面をもって疎明できること。

なお、疎明の方法は、資格等の申請の際に必要となる項目を表示し、その各項目に対応する施策や整備文書等を一覧表にして対応関係を明示すること。

- (2) 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (3) 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等に対するセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる体制を構築すること。
- (4) 受注者は、サーバ室又は運用管理室に立ち入る必要がある場合には、事前に立入日時及び入室者の氏名を届け出て、最高裁判所の承諾を得ること。
- (5) 受注者は、納入又は提出する成果物等の記録媒体に対し、最新のパターンファイルによるウィルスチェックを施すこと。
- (6) 受注者は、成果物等が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたことのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物等の情報セキュリティの確保に留意すること。

3 要員確保

- (1) 受注者は、本作業の履行が確実に行われるよう、契約の全期間にわたって、必要となるスキル及び経験を有した受注者側の要員を確保すること。本作業実施中において、最高裁判所が受注者の技術力、知識、体制等について不十分であると判断した場合には、受注者は最高裁判所と協議の上、受注者側の負担と責任で作業者の変更等の必要な対応をすること。
- (2) 受注者は、本作業を実施するに当たり、受注者の保守体制等について、あらかじめ最高裁判所に届け出て、その承認を受けること。本作業期間中に担当者の変更がある場合も同様とする。

4 調達制限

受注者は、現に又は過去2年間に裁判所のCIO補佐官業務を受託していないこと。

第13 特記事項

- 1 受注者は、定期的な問題の提示等、本システムの恒常的な改善に努め、本システムの改修が必要な場合は、改善、操作性、保守性及び費用対効果を十分に考慮した改修方法等（改修に要する工数を含む。）を提案すること。
- 2 受注者は、本作業中、最高裁判所が、質問に対する回答、検査及び資料の説明を求めた場合は、それに適切に応じること。
- 3 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は受注者の負担とし、受注者は別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- 4 本作業に関連して、受注者が必要とする作業場所等は、本調達の性質上当然に最高裁判所が提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。
- 5 受注者は、本作業終了時に、本作業の作業項目、作業工程ごとの工数を示した作業実績を第5の

- 1 の(2)のアの報告書に記載し報告すること。
- 6 受注者は、本作業等に関して問題が発生した場合には、その経緯、原因及び解決策等を最高裁判所に書面で報告すること。
- 7 本仕様書に定めのない事項及び疑惑を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決するものとする。

(別紙1)

本システムのクライアント端末（職員端末）の動作環境

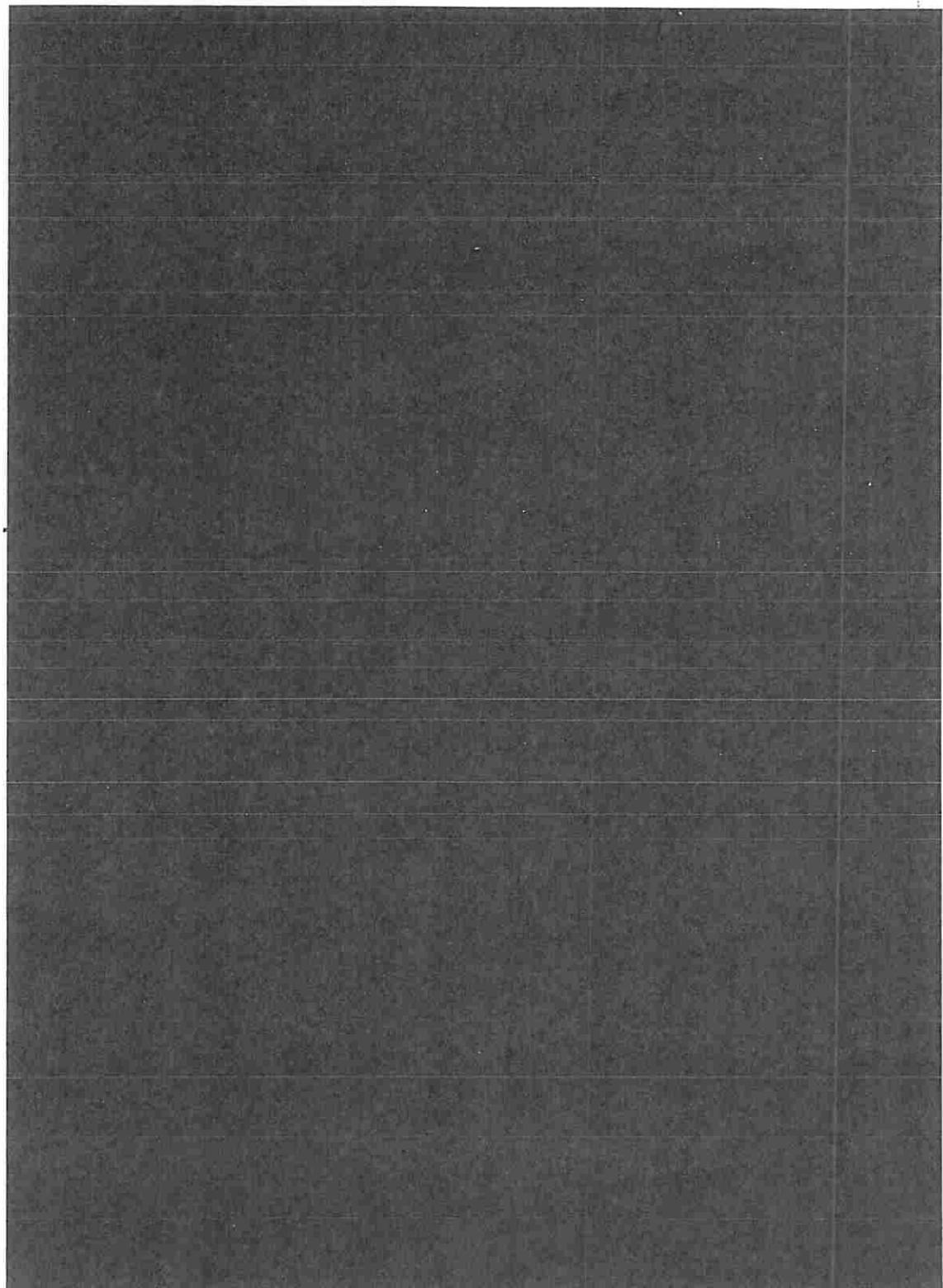
1 オペレーティングシステム（OS）
[REDACTED]

2 WEBブラウザ
[REDACTED]

3 アプリケーションソフトウェア
[REDACTED]

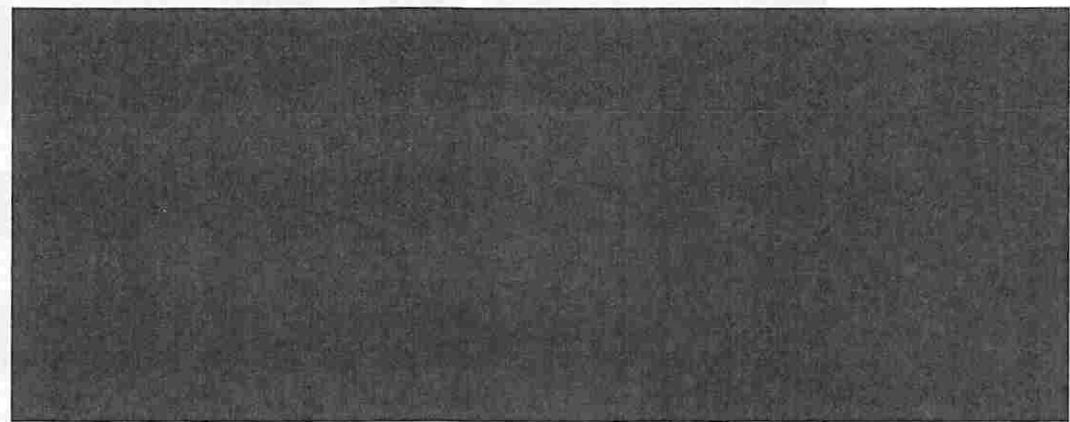
4 セキュリティソフト
[REDACTED]

(別紙2-1) ネットワーク構成図

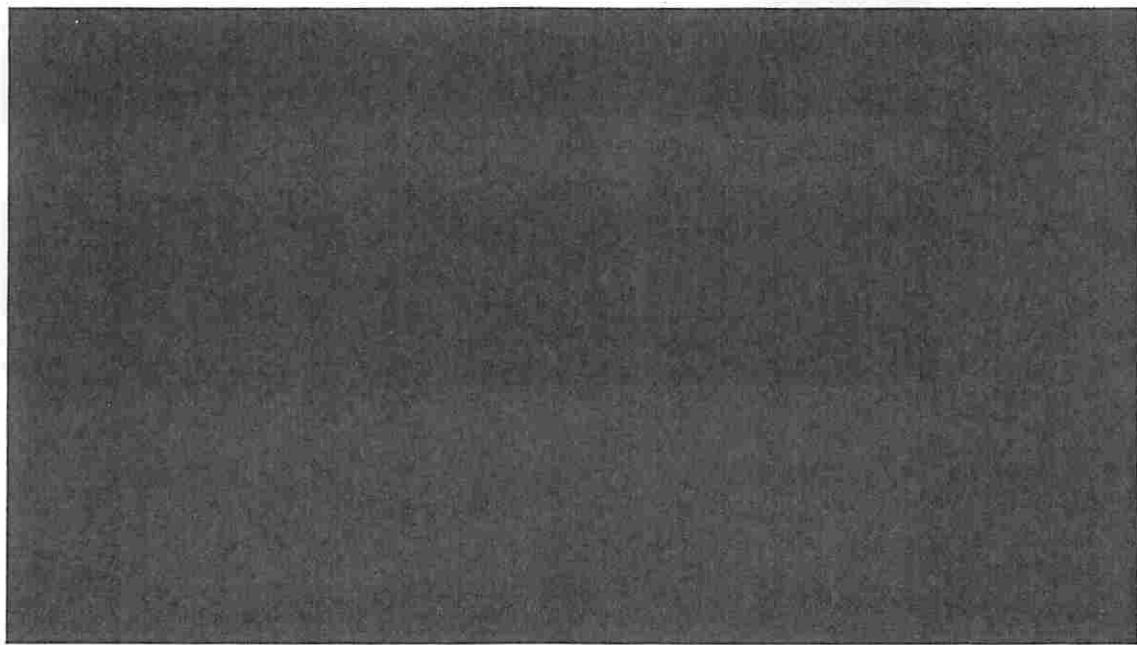


(別紙2-2) サーバ構成図

ハードウェア



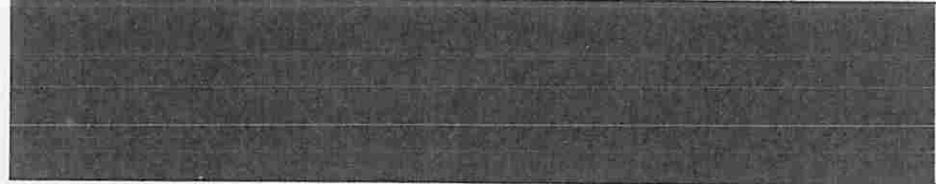
ソフトウェア



別紙2-3 ハードウェア機器一覧

項目番号	種類	メーカー	品目	規格	数量
第1 サーバ本体(筐体)					
1					
2					
第2					
1					
第3					
1					
第4					
1					
第5					
1					

※サーバのスペック



別紙2-4 ソフトウェア一覧

項目番号	メーカー	品目	規格	数量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

(別紙)

支払内訳書

(単位: 円)

年月	月額(税別)	消費税及び 地方消費税額	合計
平成30年	4月分	162,500	13,000
	5月分	162,500	13,000
	6月分	162,500	13,000
	7月分	162,500	13,000
	8月分	162,500	13,000
	9月分	162,500	13,000
	10月分	162,500	13,000
	11月分	162,500	13,000
	12月分	162,500	13,000
平成31年	1月分	162,500	13,000
	2月分	162,500	13,000
	3月分	162,500	13,000
合計		1,950,000	156,000
			2,106,000

契 約 書

司法修習企画運営システム用機器等（以下「物品」という。）の賃貸借等に関し、発注者最高裁判所と受注者エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社とは、次の条項及び別紙仕様書により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（物品の品目、規格等）

第1条 物品の品目、規格、数量、単価、借入場所、借入等期間、業務の内容及び賃貸借料等は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 品 目 | 別紙仕様書のとおり |
| (2) 規 格 | |
| (3) 数 量 | |
| (4) 単 価 | |
| (5) 借 入 場 所 | [REDACTED] |
| (6) 借入等期間 | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで |
| (7) 業務の内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (8) 賃貸借料等 | 金1,332,816円
(うち消費税及び地方消費税額 金98,724円)
ただし、分割額は別紙支払内訳書のとおり |

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（下請等）

第4条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督）

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（業務の検査）

第6条 受注者は、毎月の業務が完了した場合には、速やかにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補

修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

(賃貸借料等の支払)

第7条 受注者は、賃貸借開始日の属する月の翌月以降、前条の検査に合格した場合には、毎月遅滞なく前月分の適法な代金の支払請求書を発注者に提出し、発注者はそれを受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

2 賃貸借料等は、賃貸借開始の日から計算するものとする。ただし、その日又は最終賃貸借日が月の中途である場合には、月額賃貸借料等を当月総日数により除した額に当月賃貸借期間の日数を乗じて算出するものとする。

(履行遅延の賠償)

第8条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては賃貸借料等を日割りとした金額に対し、年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第9条 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了したまでの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(物品の滅失、毀損)

第10条 物品の返還までに生じた物品の滅失、毀損についてのすべての危険は、発注者の負担とする。ただし、期間対応の损耗並びに別紙仕様書による場合はこの限りではない。

2 物品が毀損したときは、発注者は自己の費用で完全な状態に復元又は修理を行い、その明細を書面で受注者に通知しなければならない。

3 物品の修理不能又は滅失等（第三者による所有権侵害を含む。）の場合には、受注者は、発注者に対し損害の賠償を請求できるものとし、その額は、商取引上の慣習に従い、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

4 第2項の場合には、本契約は何らの変更もなく存続し、第3項の場合には、賠償金の

支払完了と同時に本契約は終了するものとする。

(保険)

第11条 受注者は、物品（ソフトウェアを除く。）に対し、賃貸借期間中、受注者の名義で動産総合保険を付し、その保険料は受注者の負担とする。

2 前項の動産総合保険は、日本国内における偶然の事故（火災、盗難、落雷、台風、水害、爆発、破損など）によって生じた損害をてん補するものとする。ただし、発注者の故意又は重過失による損害を除く。

3 保険金は、受注者が受け取るものとし、保険事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知し、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく受注者に交付しなければならない。

4 受注者は、保険会社から受領した保険金を、発注者が前条第2項及び第3項により支出した額を限度として発注者に支払うものとする。

(善管注意義務等)

第12条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物品を管理するものとする。

2 発注者は、文書により受注者の承諾を得た場合を除き、この契約に基づく賃借権を譲渡し、又は物品を転貸し、あるいは借入場所を移動し、若しくは原状を変更できないものとする。

(瑕疵担保責任)

第13条 物品又は設定作業等に隠れた瑕疵が発見された場合には、発注者は、受注者に対し、取り替え、補修その他の措置を請求する権利を受注者に代わり行使する際に必要な協力を求めることができる。この場合における担保の期間は、同機器の納入又は設定作業等が完了した日からそれぞれ1年とする。

2 業務の完了後その内容に瑕疵があることが発見された場合には、受注者は、発注者の指示により、発注者の定める期間内に瑕疵を補修し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。この場合における担保の期間は、第6条第2項又は第3項の規定に基づき検査の完了した日から1年とする。

(秘密の保持)

第14条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第15条 受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) この契約書の条項又は別紙仕様書に違反した場合

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) その他、この契約目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、解除されるまでの使用に供した期間又は業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約書の条項若しくは別紙仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合にはこれを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、解除されるまでの使用に供した期間又は業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第17条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、発注者又は受注者は、相手方に対し、損害の賠償を請求できるものとし、その額は、商取引上の慣習に従い、発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、賃貸借料等の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当

該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり,かつ,当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は,前項第4号に規定する場合に該当し,かつ,次の各号のいずれかに該当する場合には,前項の賃貸借料等の10分の1に相当する金額のほか,賃貸借料等の10分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について,独占禁止法第7条の2第7項,第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において,受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては,その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し,独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は,契約の履行を理由として,前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は,発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)
- 第19条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは,発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし,受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ,年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- (属性要件に基づく契約解除)
- 第20条 発注者は,受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは,何らの催告を要せず,本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人,法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者,法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者,団体である場合は代表者,理事等,その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が,暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的,又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が,暴力団又は暴力団員等に対して,資金等を供給し,又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持,運営に協力し,若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が,暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどして

いるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(行為要件に基づく契約解除)

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第23条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第24条 発注者は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第17条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第25条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(物品の返還)

第26条 本契約の期間が満了又は契約解除等により終了したときは、別紙仕様書による場合を除き、発注者は、発注者の負担において直ちに物品を受注者に返還しなければならない。

(著作権等)

第27条 提出物の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、提出物に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた提出物にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、提出物を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作した著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第28条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第29条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、法令の規定及び商取引上の慣習に従い、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成30年4月2日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井



受注者 東京都江東区枝川一丁目9番6号

エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社

代表取締役

渡邊守



(別紙)

仕様書

第1 件名

司法修習企画運営システム用機器等の貸貸借等

第2 司法修習企画運営システムの概要

各期の司法修習について、多数の司法修習生採用者の個人情報を登録し、各人の[REDACTED]の業務を短期間で的確に処理するとともに、司法修習期間中の[REDACTED]の情報を一元的に管理するウェブクライアント型業務システムであり、[REDACTED]司法修習担当教官及び職員約120人が職員端末で利用する。

第3 調達の目的

本件は、本システムで利用するハードウェア及びソフトウェアの貸貸借(保守を含む。)を調達するものである。

第4 本システムの構成

本システムの全体構成及びサーバ構成は、別紙1-1及び同1-2のとおりである。

第5 調達の範囲

1 調達の範囲

- (1) 別紙2-1の「ハードウェア機器一覧」及び同2-2「ソフトウェア一覧」(以下、総称して「本件借入機器」という。)の貸貸借
- (2) 本件借入機器に対する別紙3「保守条件」の要件を満たす保守作業

第6 本件借入機器の借入場所等

1 借入場所

2 設置場所(別紙4, 5及び6を参照)

- (1) 別紙2-1の第1から第3及び第5[REDACTED](別紙4及び6を参照)
- (2) 別紙2-1の第4[REDACTED](別紙5を参照)

第7 本件借入機器の借入期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

第8 本件借入機器の保守期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

第9 提出物

1 種類及び提出部数等

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 保守体制図（別紙3の1） | 2部（紙媒体） |
| (2) (1)を記録したCD-R | 2式（電子媒体） |
| (3) データ消去報告書（本文第10の3） | 1部（紙媒体） |
| (4) 作業完了報告書（別紙第3の6） | 1部（紙媒体） |

2 提出期限

- (1) 1(1)及び(2)

契約締結後7開序日以内

- (2) 1(3)及び(4)

作業完了後2開序日以内

ただし、1(4)について、作業を実施しなかった月については翌月の5開序日以内

3 提出場所

埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所

4 書式等

- (1) 日本語を使用すること。

- (2) 書式は、日本工業規格（JIS-P0138）A列4番縦置き、横書き、左綴じ、文字ポイント10.5ポイント、1行の文字数40文字、1ページの行数36行を原則とする。ただし、図表については、必要に応じてA列3番を用いることができる。

なお、各書面の書式は、2穴パンチによる縦てつを考慮したレイアウトとすること。

- (3) 電子媒体の記録方式は、[REDACTED]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は次のいずれかのソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。ただし、その他のソフトウェアの使用が必要となり、最高裁判所に対して事前の承認を得た場合には、この限りではない。
- [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第10 附帯条件

- 1 受注者は、情報の漏えい等の防止措置を講じ、本調達におけるセキュリティを確保できる態勢を構築しなければならない。
- 2 受注者は、本調達の実施中はもとより、実施後であっても、本調達に際して知り得た秘密事項（裁判所が保有する個人情報を含む事件に関する情報、裁判所のシステムの機能、構造、設置場所、その他裁判所のシステム運営上危機を招来するおそれがある一切の事項及び最高裁判所から貸与又は開示された資料のうち、公開しても差し支えないと最高裁判所から指示された事項以外の事項）を第三者に開示又は漏えいしてはならない。裁判所の秘密事項について、外部に漏えいする等の事故が発生した場合には、受注者は直ちにその内容を最高裁判所に報告しなければならない。
- 3 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置の利用、物理的な破壊、磁気的な破壊等の方法を用いて、作業用に保持しているすべての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）を速やかに復元困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。
- 4 受注者は、本調達の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、受注者において委託が必要である場合において、その判断を求める書面をあらかじめ最高裁判所に提出し、最高裁判所の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、受注者は、委託先に対し、この仕様書に記載する事項を遵守する義務を負わせること。
- 5 本調達に関連して発生した文書（電子データを含む。）は、提出物の提出に至るまでの期間、受注者において管理する。これらの文書は、最高裁判所の求めに応じて随時提出しなければならず、また、提出物提出の際に、一括して最高裁判所に提出しなければならない。
- 6 受注者は、本調達の履行が確実に行われるよう、本調達の全期間にわたって、必要となるスキル、経験を有した受注者の要員の確保を保証しなければならない。特に、供給するソフトウェア（オペレーティングシステム、ミドルウェア）について十分な知識を有し、操作経験のある要員を確保すること。
- 7 受注者は、本調達に際し、受注者の社内体制及び支援態勢について、あらかじめ最高裁判所に届出をし、承諾を得なければならない。
- 8 受注者は、本調達に当たって、本システムを含む最高裁判所において稼動中の既存システムの運用に支障を来たさないようにすることとし、万一これらのシステムに障害が生じた場合には、受注者の責任において復旧すること。
- 9 受注者は、本システム設定業者からの支援依頼があった場合には迅速に対応すること。また、本調達に際しては前記の業者と協力して行うこと。
- 10 受注者は、本調達の範囲で、第三者が権利を有する著作物、知的財産権等を使用する場合には、受注者の責任と負担において、最高裁判所がその権利の実施、使用のために必要となる費用の負担及び使用許諾契約等一切の手続を行うものとする。
- 11 提出物に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利を含め、提出物を提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関し使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所に対し、最高裁判所が提出物を使用するのに必要な範囲で著作権法に基づく利用（複製権、翻案権等の著作物を利用する権利）を無償で許諾する。

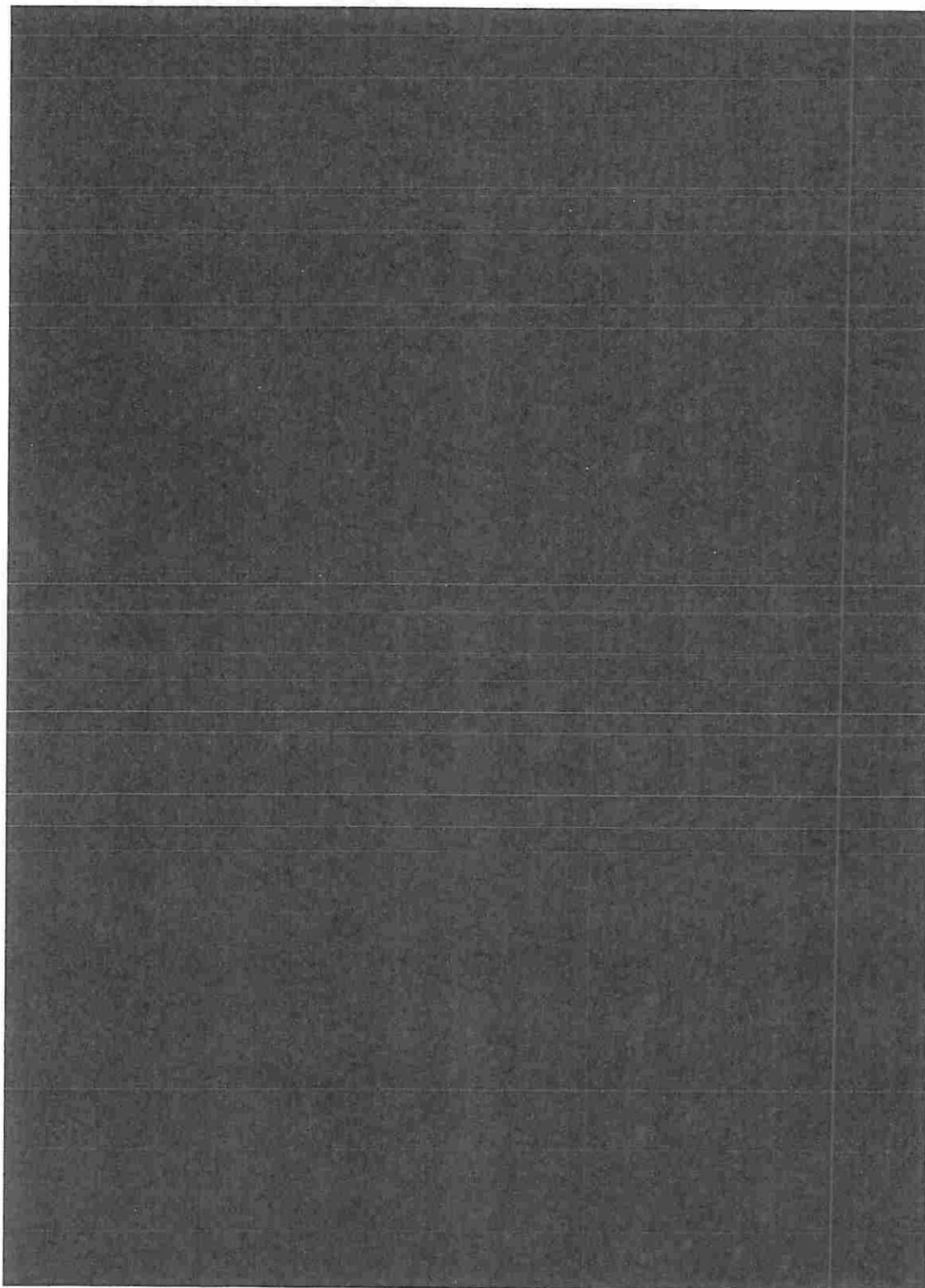
- 12 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、提出物に関連して発生した著作人格権を行使しないものとする。
- 13 本調達に関連して受注者が必要とする検証環境及び作業場所等は、本調達の性質上、最高裁判所側が当然に提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとし、その費用等を最高裁判所に請求しないものとする。
- 14 本調達に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費及びその他の費用は、受注者の負担とし、別途最高裁判所に請求しないものとする。
- 15 本件借入機器については、納入日から最低1年間の「無償保証期間」を設けること。受注者は、この期間における明らかに利用者の故意と判断される以外の故障及び異常については、無償で修理又は代替品との交換等の措置を取ること。
- 16 受注者は、次の事項が生じた場合には、最高裁判所と協議し、双方合意の上で決定するものとする。
 - (1) 本調達において疑義が生じた場合
 - (2) 本調達の工程に影響を及ぼす等の重大な事態が生じた場合
 - (3) 本仕様書に記載されていない事項がある場合
 - (4) 本仕様書の変更を要する場合
- 17 品質管理等
 - (1) 受注者は、品質マネジメントシステムに関する ISO9001 若しくは CMM/CMMI ベル3以上の認証を受けているか、又はそれらと同等の品質保証体系を確立していること。
 - (2) 受注者は、情報セキュリティマネジメントに関する ISO/IEC 27001 若しくは ISMS 適合性評価制度（JISQ 27001）の認証を受けているか、又はそれらと同等の情報セキュリティ管理体系を確立していること。
- 18 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- 19 受注者は、提出物等が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、提出物等の情報セキュリティの確保に留意すること。
- 20 借入対象機器等については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

第7条第1項に基づき最高裁判所が定めた平成28年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の判断の基準を満たすこと。

第11 特記事項

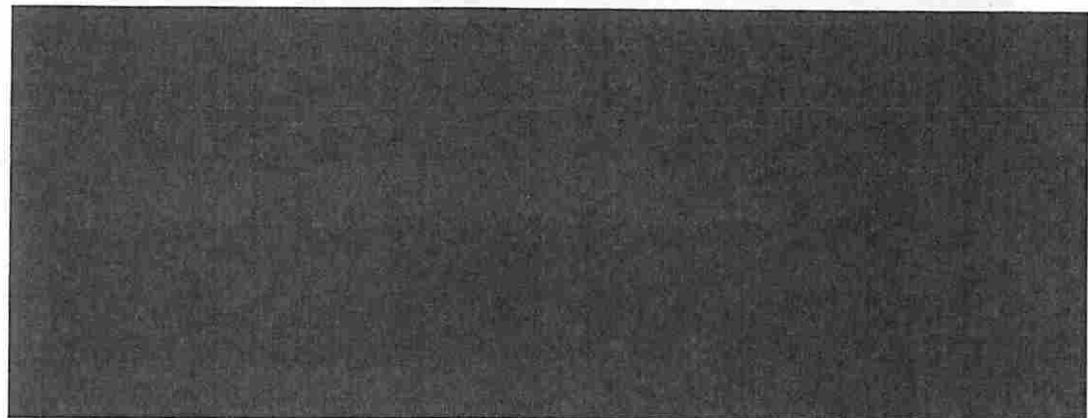
受注者は、本件作業のため [REDACTED] に立ち入る場合には、事前に立入日時及び入室者の氏名を届けて、司法研修所の承認を得なければならない。

(別紙1-1) ネットワーク構成図

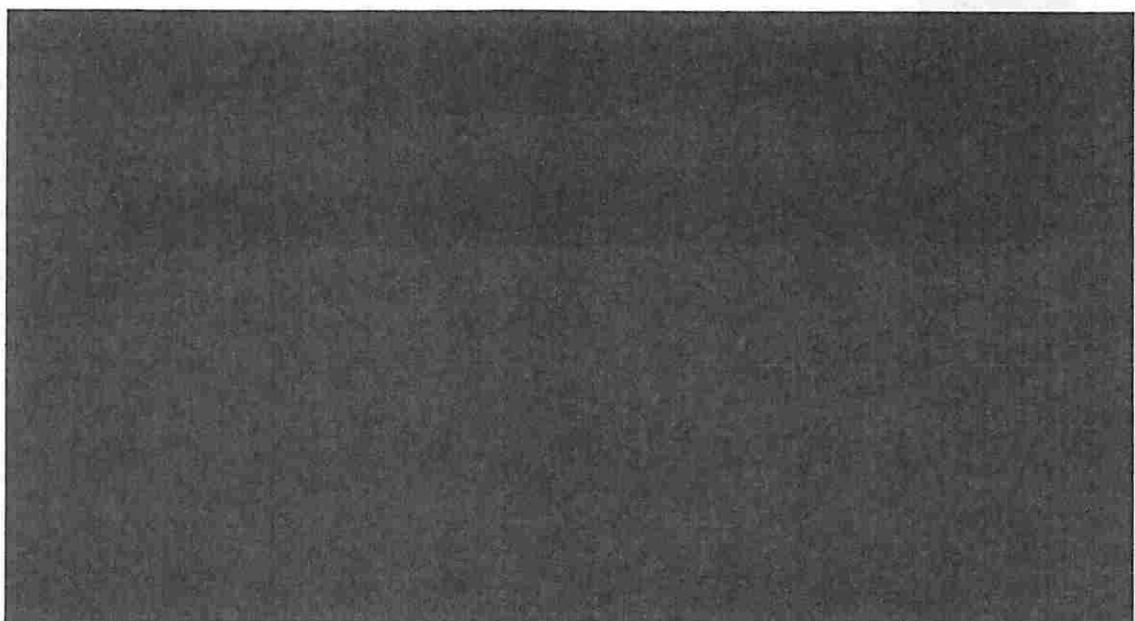


(別紙 1 - 2) サーバ構成図

ハードウェア



ソフトウェア



別紙2-1 ハードウェア機器一覧

項目	種類	メーカー	品目	規格	数量	リース単価 (税抜)	リース合計 (税抜)
第1	サーバ本体(筐体)	1式					
1						9,969	9,969
2						680	680
3						4,010	4,010
第2							
1						7,780	7,780
2						4,385	4,385
第3							
1						1,435	1,435
第4							
1						14,135	28,270
第5							
1						2,470	2,470
					月額リース料 総額		58,999

別紙2-2 ソフトウェア一覧

項目番号	種類	メーカー	品目	規格	数量	リース単価 (税抜)	リース合計 (税抜)
1						112	112
2						2,800	2,800
3						1,750	1,750
4						1,250	1,250
5						770	770
6						1,250	1,250
7						770	770
8						410	410
9						5,265	10,530
						月額リース料 総額	19,642

保守条件

1 保守体制図

受注者は、契約締結後7開序日以内に、本件作業を遂行する「保守体制図」を作成し、最高裁判所へ紙媒体で2部提出し、その承認を得ること。

2 保守対象機器（以下、総称して「本件保守対象機器」という。）

- (1) サーバ 1式（別紙2-1第1の1及び2）
- (2) [REDACTED] 1式（同第2の1）
- (3) [REDACTED] 1式（同第3）
- (4) [REDACTED] 1式（別紙2-2項番2から7）

3 障害対応窓口の設置及び障害切り分け作業

- (1) 受注者は、司法研修所からの電話、ファクシミリ又は電子メールによる障害通報に対応するための一括受付窓口を設置すること。
- (2) 窓口の受付時間は、[REDACTED]とする。

なお、緊急性の高い場合は、この限りではない。

- (3) 受注者は、司法研修所から、本件保守対象機器の障害に関する通報を受けた場合には、原則として[REDACTED]、回避方法や対応方法を回答すること。

4 オンサイト作業

- (1) 障害の原因が本件保守対象機器にある場合、受注者は、[REDACTED]に担当者を派遣し、障害箇所の特定を行った上、次のとおり必要な措置（機器及び部品の交換を含む。）を講ずること。この場合の費用は、本保守に含まれるものとする。

ア 製造メーカーによるオンサイト作業が必要な場合には、メーカーに連絡し、障害内容を伝えた上で対応を依頼する。メーカーによる対応終了後、機器の調整・清掃等（部品交換によって生じた不用部品等の撤去を含む。）、機器復旧のために必要な作業を行う。

なお、障害がハードディスクに起因し、取り替えた場合は、取り替えられたハードディスクを司法研修所に引き渡すこと。

イ 製造メーカーによるオンサイト作業が必要ない場合には、受注者において、機器の調整・清掃等、機器復旧のために必要な作業を行うこと。

- (2) 受注者は、障害復旧のためにリストアの必要がある場合は、司法研修所と協議の上、司法研修所の指示に基づき既に作成されている[REDACTED]

を使用して、復旧作業を行うこと。

(3) (1)及び(2)の障害対応の実施時間は、

とする。

(4) 受注者は、(1)及び(2)の障害対応において、■営業日以内に復旧作業を完了すること。■営業日を超えても復旧作業が完了しない場合には、その後の作業日程を司法研修所と協議すること。また、■を使用した復旧作業によっても復旧しない場合には、その旨を司法研修所に報告すること。

(5) 受注者は、本作業に当たって

■上で稼働する既存システム及びデータベース（以下「他システム」という。）に障害を生じさせた場合には、受注者の負担と責任において速やかに復旧すること。

(6) 受注者は、他システムの障害復旧のため、他システムの運用・保守業者等から本システム用機器に関する事項について協力を求められた場合には、これに協力すること。

5 定期点検作業

受注者は、障害予防のため、本件保守対象機器について■点検作業を実施すること。作業内容として、■を行うこと。

6 報告書

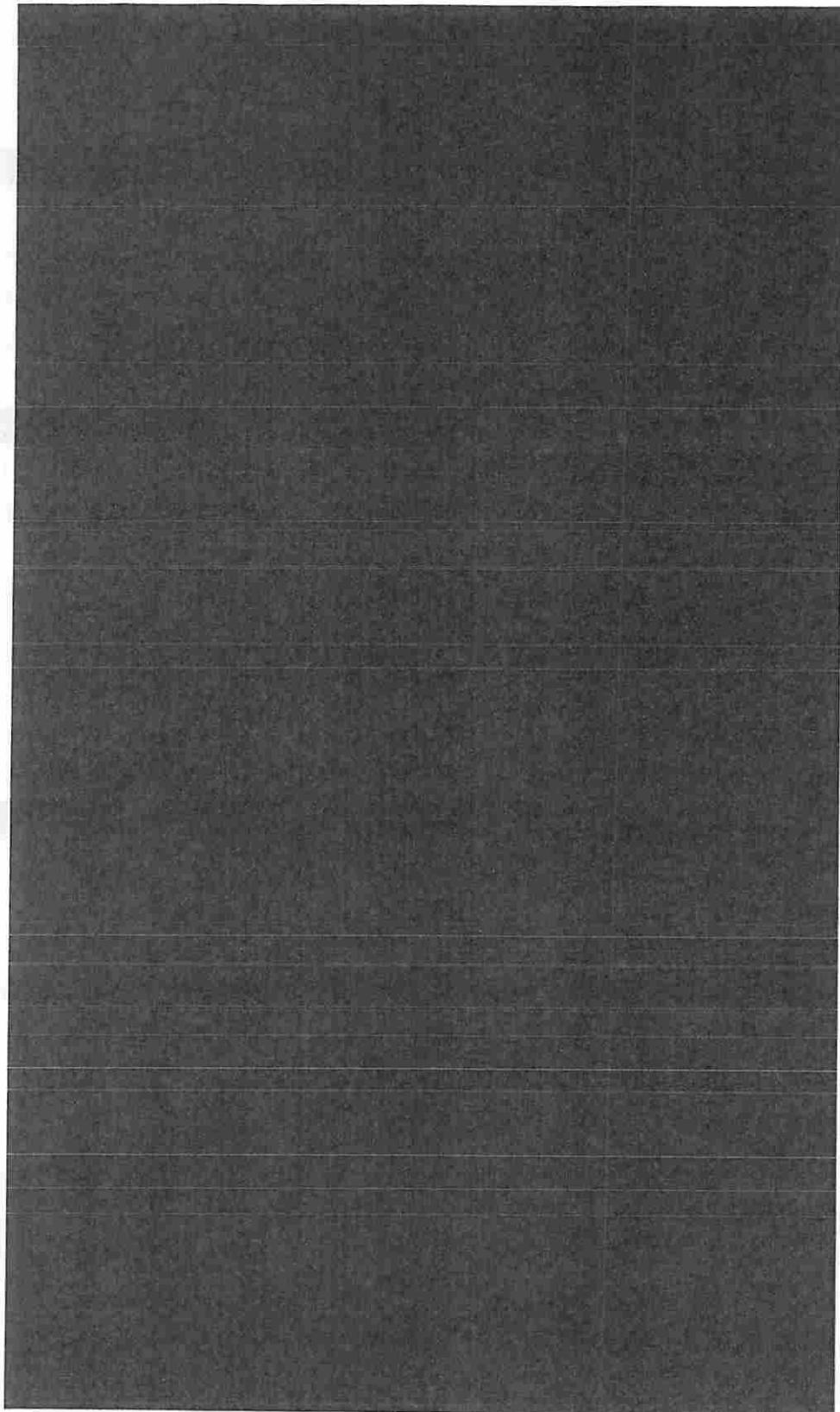
受注者は、4の作業が完了した場合は、その都度、翌2営業日以内（翌2営業日が裁判所の休日の場合は、その翌営業日）に作業内容を明らかにした報告書を司法研修所に提出すること。また、作業を実施しなかった月はその旨の報告書を翌月の5営業日以内（5営業日が裁判所の休日の場合は、その翌営業日まで）に提出すること。

なお、報告書の書式は、日本語を使用し、日本工業規格（JISP0138）A列4番縦置き、横書き、上綴じ、文字ポイント10.5ポイント、1行の文字数40文字、1ページの行数36行を原則とする。ただし、図表については、必要に応じてA列3番を用いることができる。

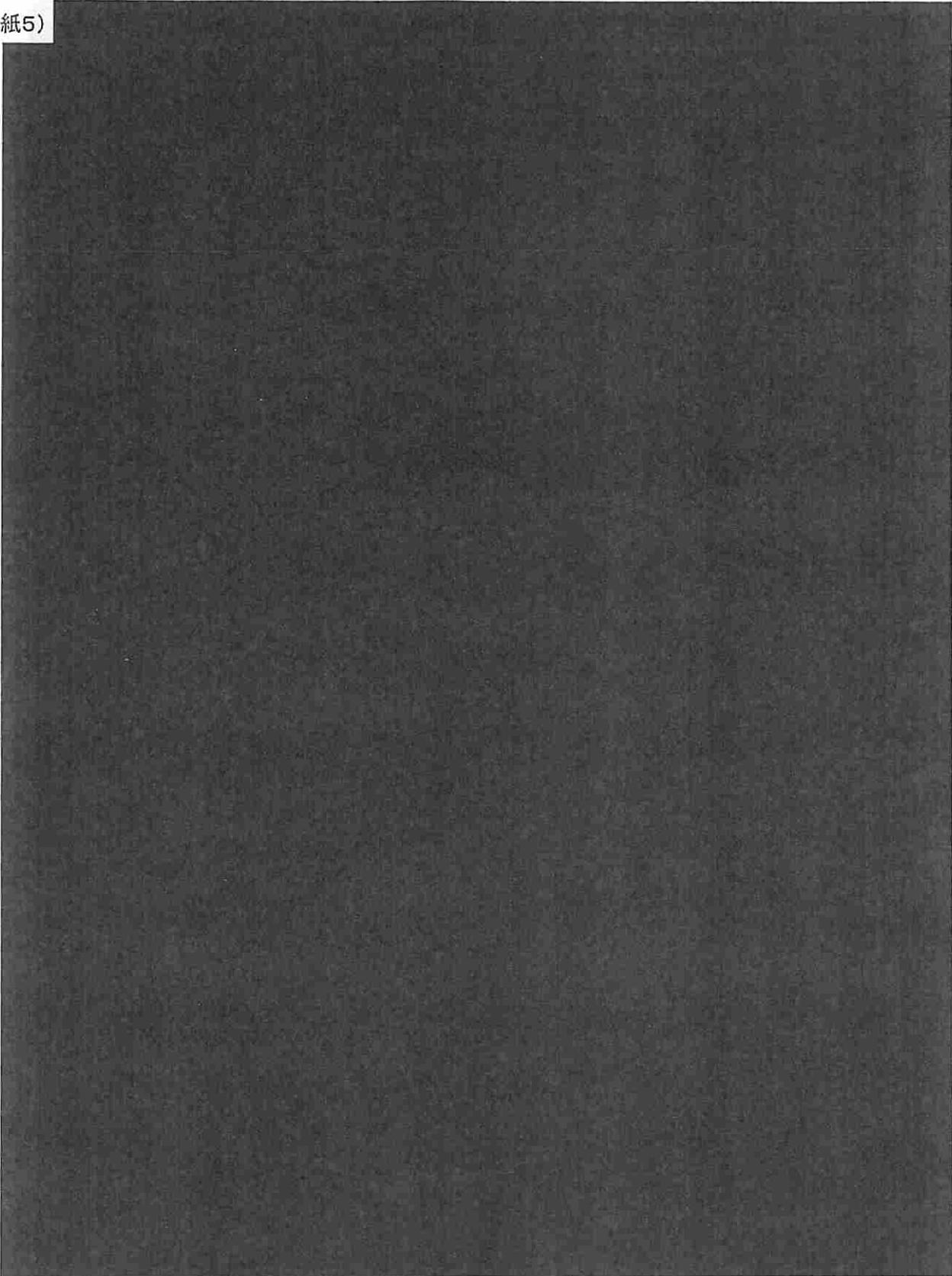
おって、各書面の書式は、2穴パンチによる縫てつを考慮したレイアウトとすること。

7 受注者は、無償保証期間終了後の本件保守対象機器を除く本件借入機器保守について、最高裁判所が別途指定する保守業者が引き継いで行うことを承諾し、その旨の書面を最高裁判所に提出すること。

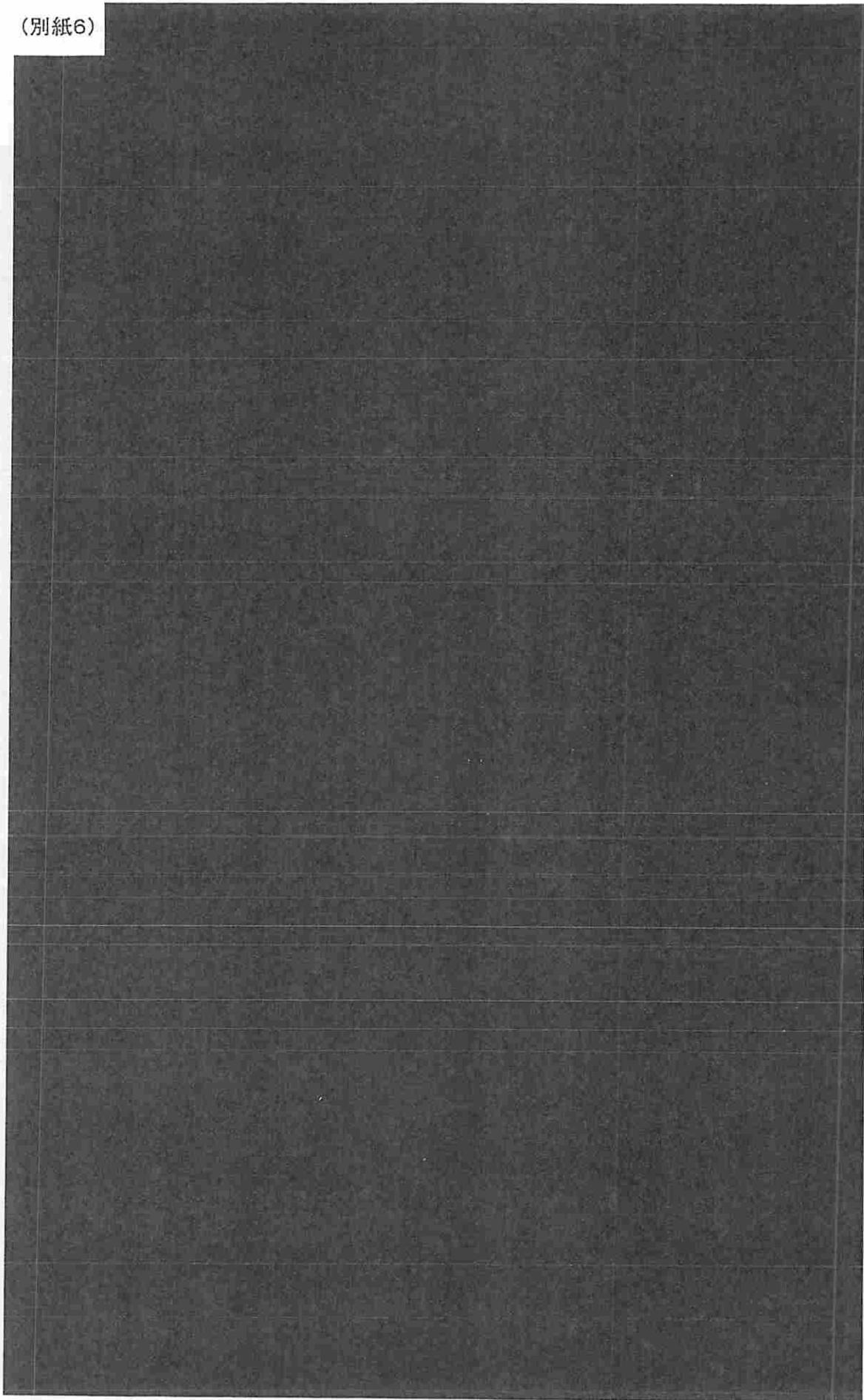
(別紙4)



(別紙5)



(別紙6)



(別紙)

支払内訳書

(単位:円)

年月	月額(税別)	消費税及び 地方消費税額	合計
平成30年	4月分	102,841	8,227
	5月分	102,841	8,227
	6月分	102,841	8,227
	7月分	102,841	8,227
	8月分	102,841	8,227
	9月分	102,841	8,227
	10月分	102,841	8,227
	11月分	102,841	8,227
	12月分	102,841	8,227
平成31年	1月分	102,841	8,227
	2月分	102,841	8,227
	3月分	102,841	8,227
合計		1,234,092	98,724
			1,332,816

